

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第 2007 号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃棄物の搬出及びペットボトルのリサイクル

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目3. 廃棄物処理(1)一般廃棄物処理（収集運搬）及び(3)産業廃棄物処理（収集運搬）に係る資格を有すること。

(3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社から委任を受けた営業所等の所在地が静岡市内にある者であること。

(4) 静岡市における一般廃棄物収集運搬業（事業系一般廃棄物）及び静岡県における産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。

(5) 自社又は提携工場においてペットボトルのリサイクルができる者であること。

(6) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ Word やExcel データを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 静岡市が発行した一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

エ 静岡県が発行した産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

オ ペットボトルの搬出先の所在地及び名称を明記した書類

カ 返信先を明記した長形3号封筒(簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと)

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年3月12日(木) 午前10時30分

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階2218 演習室

(3) 郵送及び電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記2とする。

(4) 現場説明会は実施しない。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入 札 説 明 書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担 当 部 署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 施第2007号
 - (2) 業 務 名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務
 - (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
 - (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃棄物の搬出及びペットボトルのリサイクル
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目3. 廃棄物処理(1)一般廃棄物処理(収集運搬)及び(3)産業廃棄物処理(収集運搬)に係る資格を有すること。
 - (3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社から委任を受けた営業所等の所在地が静岡市内にある者であること。
 - (4) 静岡市における一般廃棄物収集運搬業(事業系一般廃棄物)及び静岡県における産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
 - (5) 自社又は提携工場においてペットボトルのリサイクルができる者であること。
 - (6) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月3日（火）までに郵送で発送する。

(3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知の写し

イ 静岡市が発行した一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

ウ 静岡県が発行した産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

エ ペットボトルの搬出先の所在地及び名称を明記した書類

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、令和8年3月6日（金）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに郵送で発送し、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2) の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書、仕様書（以下「設計図書」という。）及び入札書の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所 上記3に同じ

遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

月ごとの支払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読のうえ、入札心得を遵守すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田地内

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2007号
- 2 件 名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田地内

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(税抜)

年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

委 任 状

代理人の印

下記業務につき

を



代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2007号

2 件 名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務

3 場 所

静岡市駿河区谷田地内

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務委託契約書【案】

静岡県立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務
- 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令並びに甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（事業範囲及び委託する廃棄物の種類）

第3条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

（一般廃棄物）

許可者 : 静岡市長
許可の有効期限 : 令和 年 月 日
事業の内容 :
一般廃棄物の種類 :
許可の条件 :
許可番号 :

（産業廃棄物）

許可者 : 静岡県知事
許可の有効期限 : 令和 年 月 日
事業の区分 :
産業廃棄物の種類 :
許可の条件 :
許可番号 :

- 甲が乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・ビン）、金属くず、ペットボトル、水銀使用製品産業廃棄物とする。
- 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・ビン）、金属くずを、甲の指定する次の処分業者の事業場に搬入するものとする。

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） :

許可者 : 静岡県知事又は静岡市長
許可の有効期限 : 令和 年 月 日
事業の区分 :
産業廃棄物の種類 :
許可の条件 :
許可番号 :
事業所の名称 :

所在地 :
処理方法 :
処理能力 :

- 4 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物のうち、水銀使用製品産業廃棄物を、甲の指定する処分業者の事業場に搬入するものとする。
- 5 乙は、甲から委託された産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、不燃物（缶・ビン）、水銀使用製品産業廃棄物の積替及び保管を行わない。
- 6 乙は、甲から委託されたペットボトルを搬出後、下記にてリサイクル品として処分する。

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） :

所在地 :

- 7 甲は、産業廃棄物（廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラス陶磁器くず、金属くず、水銀使用製品産業ペットボトル）の搬出の都度、manifestoに必要事項を記入し乙に交付する。乙は、このmanifestoを産業廃棄物とともに処分業者へ回付しなければならない。収集・運搬については、それぞれの運搬区間に応じたmanifesto B票を、ペットボトルについては、リサイクル終了後manifesto D票を速やかに提出すること。なお、電子manifestoによる場合は、伝票の回付及び提出に代え、それぞれ運搬終了報告及びリサイクル終了報告を速やかに入力し、報告すること。

（義務と責任）

第4条 甲及び乙の義務及び責任は、以下のとおりとする。

- (1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、委託業務の適正処理に必要な情報を乙に提供する。また、乙は、収集した産業廃棄物の以下の情報について確認する義務を負う。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ その他注意事項

(ア)形状、主成分、混合成分

(イ)特性

- ・有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
- ・引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害ガス発生
- ・可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等

- (2) 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- (3) 乙は、委託された産業廃棄物を収集・運搬する際、その処分に支障を生じさせる物質が混入していないか確認する。また、混入した物質は、甲に返却しなければならない。
- (4) 甲は、委託する産業廃棄物のmanifestoの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、乙は、虚偽又は記載漏れがある場合は、委託物の引取を一時停止しmanifestoの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取るものとする。
- (5) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から荷卸しの作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (6) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちにmanifesto B票を甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は、甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(申出義務)

第5条 乙は、甲の定める仕様書に不適当な箇所があると認めるとき、又は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費及び支払方法)

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 月毎の委託費の額は、別紙「月別委託費支払内訳書」によるものとする。

4 甲は、乙から委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、業務完了月の翌月末日に乙に対して前3項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

(契約の変更)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（以下同じ。））である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(料金の精算)

第10条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、相手方が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第9条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第9条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(処理状況の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務完了報告書の提出)

第13条 乙は委託業務完了後、直ちに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び甲の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託費の処理)

第15条 甲又は乙が第9条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

(別紙)

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス
廃棄物搬出月別委託費支払内訳書

支払月	金額 (税抜)	消費税	合計 (税込)	業務内容
5月				(4月実施分)
6月				(5月実施分)
7月				(6月実施分)
8月				(7月実施分)
9月				(8月実施分)
10月				(9月実施分)
11月				(10月実施分)
12月				(11月実施分)
1月				(12月実施分)
2月				(1月実施分)
3月				(2月実施分)
4月				(3月実施分)
合計				

静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務仕様書

静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務については、契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

第1 委託業務内容

(1) 可燃性廃棄物の搬出

ア 紙屑等の搬出

一般教育棟地階倉庫及び小講堂南側ゴミ置場に集積された紙屑等を毎日1回（日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）収集し、静岡市の設置する処分施設に運搬の上、処分依頼すること。

但し、11月から2月までの期間については、週3回の収集とすること。

イ 厨芥等の搬出

一般教育棟地階倉庫及び小講堂南側ゴミ置場に集積された厨芥等を毎日1回（日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）収集し、静岡市の設置する処分施設に運搬の上、処分依頼すること。

但し、11月から2月までの期間については、週3回の収集とすること。

(2) 不燃性廃棄物の搬出

ア 一般教育棟地階倉庫及び小講堂南側ゴミ置場に集積されたビン、金属類等は2週間に1回以上収集し、適正な処理をすること。

イ 一般教育棟地階倉庫及び小講堂南側ゴミ置場に集積されたペットボトルは週2回以上収集し、自社又は提携工場にてリサイクル品として処分すること。

ウ 大型不燃物は毎月1回収集日を設定し、集積された廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び及びガラス陶磁器くず、金属くずは、委託者の指示に基づき搬出すること。

搬出場所は静岡市、焼津市、藤枝市のいずれかとする。

その他の不燃物は適正な処理をすること。集積場所は小講堂南側ゴミ置場前とする。

エ 水銀使用製品産業廃棄物は委託者の指示に基づき、原則として50kg以上の集積があった場合に搬出すること。

(3) その他

ア 行事等により大量の廃棄物が排出されたときは、委託者の指示に基づき搬出すること。

イ 可燃物搬出業務については4トン塵芥車を使用し、不燃物搬出業務については4トン塵芥車及び3.5トン～4トン車を使用すること。

第2 委託業務実施上の留意事項

廃棄物の搬出に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令を遵守すること。

(2) 校舎に廃棄物を散乱させないよう衛生に注意し、清潔を保持すること。

(3) 清掃業務の受託者と密接な連絡を保ち、業務に支障のないようにすること。

第3 廃棄物搬出報告書の提出

受託者は毎月の業務終了後、速やかに廃棄物搬出報告書を委託者に提出すること。

第4 服務規律

この委託業務を行う業務員は、次の事項に留意すること。

(1) 受託者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。

(2) 服務に当たり、行動及び言動に注意し、来校者と摩擦を生じないよう注意すること。

第5 業務員名簿の提出

受託者は、委託契約締結後速やかに業務員名簿を作成し、写真を添付して委託者に提出すること。業務員に変更があった場合には、速やかに変更後の名簿を提出すること。

第6 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

第7 その他

この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者の指示を受けて行うこと。

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県公立大学法人

概 要

静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃棄物を搬出し、ペットボトルはリサイクル品として処分する。

¥ -							
但し 静岡県立大学草薙キャンパス廃棄物搬出業務委託料							
内				訳			
符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	可燃物搬出業務		1	式			
2	臨時可燃物搬出業務		1	式			
3	不燃物搬出業務		1	式			
4	例月 大型不燃物搬出業務		1	式			
5	水銀使用製品搬出業務		1	式			
	合 計						
	消費税及び 地方消費税相当額		10	%			
	総 計						

符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	可燃物搬出業務						
(1)	収集運搬費	1月当たり (11,12,1,2月)	12	回			
		1月当たり (上記期間外)	26	回			
		年 間	256	回			
(2)	処分費(静岡市清掃工場持込料)	1回当たり	300	kg			
		年 間	256	回			
2	臨時 可燃物搬出業務 (倉庫整理・学園祭)						
(1)	収集運搬費	年 間	2	回			
(2)	処分費(静岡市清掃工場持込料)	1回当たり	1000	kg			
		年 間	2	回			

